

第百七十四回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 九 号

平成二十二年三月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 藤村 修君

理事 青木 愛君 理事 石森 久嗣君

理事 内山 晃君 理事 黒田 雄君

理事 中根 康浩君 理事 大村 秀章君

理事 加藤 勝信君 理事 古屋 範子君

相原 史乃君 大西 健介君

岡本 英子君 菊田真紀子君

郡 和子君 齊藤 進君

園田 康博君 田名部匡代君

田中美絵子君 長尾 敬君

仁木 博文君 初鹿 明博君

樋口 俊一君 福田衣里子君

藤田 一枝君 細川 律夫君

三宅 雪子君 水野 智彦君

宮崎 岳志君 室井 秀子君

山口 和之君 山崎 摩耶君

山井 和則君 あべ 俊子君

菅原 一秀君 田村 憲久君

武部 勤君 徳田 毅君

長勢 甚遠君 西村 康稔君

松浪 健太君 松本 純君

坂口 力君 高橋千鶴子君

阿部 知子君 柿澤 未途君

厚生労働大臣 長妻 昭君

厚生労働副大臣 細川 律夫君

厚生労働大臣政務官 山井 和則君

厚生労働大臣政務官 足立 信也君

厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動
三月十七日

辞任 補欠選任

棚橋 泰文君 徳田 毅君

江田 憲司君 柿澤 未途君

同日 補欠選任

辞任 徳田 毅君 棚橋 泰文君

柿澤 未途君 江田 憲司君

三月十七日

遠位型ミオパチーの難病指定と治療薬早期実現

に関する意見書(奈良県田原本町議会)(第三〇

三二号)

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(岩

手県山田町議会)(第三〇三三三三)

子ども手当の導入における過大な地方負担に反

対する意見書(埼玉県戸田市議会)(第三〇三四

号)

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書(埼

玉県大和町議会)(第三〇三三五五)

子ども手当の財源の地方負担に反対する意見書

(長野県議会)(第三〇三六六六)

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予

防接種化を求める意見書(神奈川県真鶴町議会

(第三〇三七七号)

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

(栃木県壬生町議会)(第三〇三八八号)

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

(栃木県大平町議会)(第三〇三九九号)

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

(栃木県都賀町議会)(第三〇四〇〇号)

生活保護行政の改善を求める意見書(宮城県大

崎市議会)(第三〇四一四号)

二〇一〇年度の年金確保に関する意見書(栃木

県藤岡町議会)(第三〇四二二二)

ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意

見書(大阪府河南町議会)(第三〇四三三三)

保育所最低基準の緩和見直しに関する意見書

(兵庫県尼崎市議会)(第三〇四四四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第八号)

○藤村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律

案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。長妻厚生労働大

臣。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○長妻国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました雇用保険法等の一部

を改正する法律案につきまして、その提案理由及

び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、我が国では、雇用失業情勢は依然として

厳しい状況にあり、特に、非正規労働者の雇用の

安定や雇用保険財政の安定的な運営に大きな影響

を与えているところであります。

このような状況に対応し、非正規労働者に対す

るセーフティネット機能の強化、雇用保険の財

政基盤の強化等を図るために所要の措置を講ずる

こととし、この法律案を提出した次第でありま

す。

以下、この法律案の主な内容について御説明申

上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

まず、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、一般被保険者の適用範囲を拡大することとし、週の所定労働時間が二十時間以上であつて三十一日以上雇用見込みの方に

ついては、雇用保険の適用対象にすることとして

おります。

また、事業主が被保険者資格取得の届け出を行

わなかつたことにより雇用保険に未加入とされた

方について、二年以上前の時期に、賃金から雇用

保険料を控除されていたことが確認された場合に

は、事業主が届け出を行わなかつたことにより所

定給付日数が短くなる不利益が生じないようにす

るため、現行制度において遡及可能な二年を超え

て遡及して適用できることとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法

律の一部改正であります。

二年を超える遡及適用の対象となつた方を雇用

していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係

成立の届け出を行つていなかった場合には、保険

料の徴収時効である二年経過後においても保険料

を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付

を勧奨することとしております。

また、現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策

の実施に必要な財源を確保するため、平成二十二

年度における雇用保険二事業の保険料率について

は、弾力変更の規定は適用せず、原則の千分の

三・五とすることとしております。

第三は、特別会計に関する法律の一部改正であ

ります。

雇用保険二事業の安定的な運営を確保するため

に、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することがで

る部分は、公布の日から起算して九カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

この法律によって、新たに非正規雇用の方、最大で二百五十万人が雇用保険に入ることができるといふものであります。

これからはセーフティーネットの拡充に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○藤村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○藤村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。

初めてトップバッターをやらせていただきました。よろしく願いいたします。

政権が発足してから六カ月、各メディアも含めて、この新政権の評価について多々論じられるところであります。

しかし、先ほど長妻厚生労働大臣もお話しになったように、この新政権は、とりわけ、雇用という働く者の安心、そして、この社会がそれによって安定していくという方向に力を挙げて努力してきたところだと思います。九月の九日、三党の連立合意の時点に始まって、年末の三党の重点要望でも、常に、この雇用のセーフティーネットを広げ、またその網の目を細やかにして、働く者すべてが、失業等々何かの事態があればそこによって救われる、安心できるという状況をつくり出そうと、長妻大臣以下、皆さんの御尽力があったことと思います。

その意味で、今回のこの法案、これまで六カ月であったところを三十一日以上とすること、すべての働く人へのセーフティーネットとなったという意味では、前向きに大変評価しております。そして、その評価のもとに、今度は網の目を細かくしていくということも同時に行わねばならないということ、いわゆる日雇い保険と言われる、

日雇い労働者の皆さんのための問題を少しきょうは質疑させていただきます。

そもそも、今回の法改正は三十一日以上となりましたが、その裏側には、三十日以内の者は日雇い保険でカバーされるというふうな法の仕切りがあつてのことだと思います。

まず冒頭、大臣には、現在、日雇い労働者はどれくらいいるというふうな厚生労働省では把握しておられるのか。そうした方が、日雇いといつても、やはり仕事がなくして生活が立ち行かなくなる、こと、実態としてあると思いますが、そうしたときの日雇い保険の対象者、世で言う白手帳、これはどのくらいいるのかということについて、現状の認識をお示しいただけますでしょうか。

○長妻国務大臣 日雇い労働者の推移でありますけれども、現在、最新の数字、平成二十年度は百八万人でございますが、平成六年度は百二十万人でありまして、若干減っております。

そして、日雇労働被保険者手帳の交付件数は、最新の数字、平成二十年度においては二万四千九百七件であります。平成六年度には六万八千九百五十五件でありましたので、かなり減つていっていることとあります。

○阿部委員 今大臣が示した数字、昨夜、深夜にいただきましたけれども、平成六年段階の百二十万から現在百八万と、徐々に減つてきてはおりますが、現在でも、これは総務省調べだと思ひますが、百万人以上の方が日々雇いという就労形態をとつておられる。一方、さて仕事がない、あるいはなかったようなことも含めて、ないときも含めて持つはずである白手帳というものの交付は、六万から二万四千と、半分以上に減つてきておられるわけです。

そう考えると、実態においては、日々雇いの方々のセーフティーネットはむしろ緩んでしまつていられるかもしれないというふうな考えられもしようかと思ひます。

これは大臣に、ちよつと恐縮ですが、日雇い労働というどんなものをイメージされますでしょうか。

うか。そして、日雇い保険等々が受給者が少ないということはおさへてお考えでしょうか。

○長妻国務大臣 まず、日雇い労働者というところ、これは、労働力調査によると、建設作業とか港湾等における運搬労働作業などが多いというふうな考へております。この日雇いの百八万人という中に、ちよつと調べてみますと、大学生の日々のアルバイトというの人数に入つていっていること、必ずしもそういう方が日雇労働被保険者手帳を持っておられるというわけでもありません。

ただ、今御指摘あつたように、日雇いの労働者の実数の減少に比べると、手帳の交付が三分の一ぐらいに減つていっていること、この減りぐあいはどう考えればいいのかと思ひますので、早速、役所の方に、この減つた理由の実態調査をきちつとしてほしいという指示をいたしているところとあります。

○阿部委員 大変明確な御答弁、ありがとうございます。

やはり、港湾の荷揚げ等々、あるいは建設現場で働く皆さん以外にも、この日々雇いという労働形態がふえておつて、それは大臣がおつしやつたような学生のアルバイトも含むでしょうが、まず実態を把握していただくことが重要になってくるかと思ひます。もちろん、学生の皆さんの場合は失業保険等々の給付がないということ、もうこれが了解事項でありますけれども、しかし、そのほかでも、いろいろな勤務形態で日々雇いとなつておられる方がおられると思ひます。多様な働き方になつてきておりますので、ここはぜひお調べをお願いしたい。

さて、昨年の三月十八日の衆議院厚生労働委員会では、この雇用保険法の改正の採決時に、以下のような附帯決議が採択されております。「雇用の情勢の急激な悪化に伴い、云々、日雇労働求職者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。」

何を言っているかという、今まで、日雇い保険の場合、二カ月間で二十六日間の勤務日があれば、その白手帳にシールを張る形で失業保険がおりていたわけですが、実際には、非常に仕事量が減る、そしてなかなか二カ月で二十六枚ということに到達しない方が出てきておるといふことを昨年指摘させていただきました。その指摘を委員会で受けとめていただき、このような、日雇い労働者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるようという附帯決議がついたわけでは、果たしてどのような見直し、現状把握等、要は、やはり雇用情勢が悪ければ、必ずしも二カ月で二十六日働かないということもあると思ひますが、この点についての見直しの現状について御答弁をお願いいたします。

○長妻国務大臣 今おつしやられたのは、まさにこの委員会、昨年の三月十八日の附帯決議を読み上げていただいたわけでありまして。まず、今おつしやられたように、二カ月で二十六日働かないのが要件でありますけれども、非常に日雇いの人数に比べてこの被保険者資格の手帳を交付されている方が少ないという実態と、減少幅が大きいのこと、その実態を詳細に把握した上で、同時並行的に、この手帳がこういう役割をしていっているのを御存じない方が最近かなり多いという感触を持っておりますので、そういう方に対して、広報をきちつと適切な場所で行うというところを検討していきたいというふうな考へております。

まずは実態把握をした上で、いろいろ改善すべき点があれば改善させていただくということについても考へております。

私も、実は野党時代に、附帯決議というのをどれだけ役所は重みを持って受けとめているのかという問題意識も持つておりますので、今後とも、附帯決議についても対応をするという前提で行政についても指導していきたいと思ひます。

○阿部委員 ぜひそのようなお取り組みをお願いしたいと思います。

本当に、総体的に仕事量が少なくなっている。そしてそこで、働きたいけれどもなかなか仕事にありつけないという状況はこの間広がっています。しかし、それだからといって、収入がなければ、当然いろいろな、極論すれば生活保護等々に頼らなくてはならなくなる事態もあるわけで、なるべくセーフティネットを広くしていただければよい、実は、これは昨年の附帯決議で、一年たったわけですから、今大臣が、新たに大臣として担当された中で調査をしていただけたということをお願いに受けて、また、各自自治体では、そうした方に対して、二十日しかないというときに、自治体ごといろいろな工夫をしているところもあるやに聞いております。そういう事態も含めてお調べをいただきたいと思ひます。

引き続いて、もう一問お願い申し上げます。一九八六年に労働者派遣法が施行されました。近くまた、労働者保護の観点から、法を業法から労働者保護へと転換していく改正が予定されております。

実は、この労働者派遣という形態が我が社会に取り入れられてから、むしろその裏側で、今までは、労働組合が行うある種の労働者供給事業というものが認められてきた。いわゆる労働者供給事業というものがございましたが、派遣の労働者数はわあつとふえたのですが、この労働者供給事業という方は、なかなか派遣の伸びの裏でふえませんでした。

これは、労働者みずからが労働組合という形をもつて、そこでの無料の職業紹介ですので、ある意味で、労働者保護という観点ですぐれた働き方の一つになるのではないかと思います。細川厚生労働副大臣に伺いますが、現在、この労働者供給事業を実施している組合は、全国で七十九しかないという意味では言えますが、これの実態、実数、どのくらいの方がそういう働き方をしている、二問続けて恐縮ですが、今後、厚生労働省としては、労働者保護の観点から、こういう、組合が紹介して、ある意味で安定性のある働き方というものについてどのように評価し、また、行政の中でのサポートをしていくかということについて伺いをいたします。

〇細川副大臣 阿部委員にお答えいたします。労働者供給事業というのは、職業安定法四十四条で原則禁止をされております。それはなぜかといいますと、賃金の中間搾取とかあるいは強制労働が起り得るということでこれは禁止をいたしておりますけれども、しかし、例外として、そういうおそれがない場合には、厚生労働省の大臣の許可ということで、労働組合などがその供給事業を行うことができる、こういうことになっております。

平成二十年度におきましては、七十九の組合が許可を得ておまして、四万七千人の労働者を年間延べ約百四十三万件、労働者供給をいたしております。この労働者供給事業というのは、労働者の立場に立つて労働組合などが無料で労働者供給を行うというものでありますから、労働者の立場に立つて供給事業を行うということで、これは推進をしていくべきだというよう強い意見もございまして、

さらに、昨年の労政審の答申では、日雇い派遣とかそういうものが禁止をされていくことになりまますので、そういう意味では、派遣労働者の雇用の安定とかあるいは企業の人材確保を支援するという意味では必要な措置を講ずるのが適当だ、そういう答申の内容になっておりますので、厚生労働省としても、さらに検討を進めていきたいというふうにも思っているところでございます。

〇阿部委員 憲法二十七条に、労働は権利であり義務であるという一文がございまして、本当に働く権利ということが担保され、そして社会がより発展しますように、これからお取り組みをよろしくお願いいたします。

〇藤村委員長 次に、室井秀子君。終わらせていただきます。

〇室井委員 おはようございます。民主党の室井

秀子でございます。

政権交代後、長妻大臣初め政務三役の皆様方の御活躍を期待しておりました。本日は、政治家の妻として、さらには中小企業の経営者として、地方議員を経験した者として、一番大事なのは、主婦の目線で政治活動をしてきた者として、さらなる改革を期待いたしまして、質問をさせていただきます。

本当に雇用が、働きたくても働けない、そういう方がたくさんいらっしゃいます。このような状況の中で、雇用保険二事業の果たすべき役割は重要で、今回の雇用保険法の改正で、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等は図ることができると私は確信しております。

さて、このような雇用保険二事業ですが、本年一月二十二日、総務省による行政評価が出されました。二〇〇八年度、百二事業、当初予算千三百七十一億円に対し約六割、五十八事業、当初予算九百三十七億円が、その運営方法などに問題があると報告されました。

お手元の資料一、勧告の事例です。例えば、財団法人女性労働協会が運営する女性と仕事の未来館、三億二千万円の年間予算のうち七割が人件費と管理費に充てられ、廃止を含めた見直しを勧告されました。そしてまた、厚生労働省所管の東京外国人雇用サービスセンターにおける在日外国人の求職者向けの案内パンフレット、外国人にですよい、日本語で書いてあるんです。半年以内に見直し策を回答するよう求められましたけれども、

そこで、厚生労働大臣にお伺いいたしますが、省内でどのような改善作業が進んでいるか、教えてください。

〇長妻国務大臣 まず、雇用二事業というのは、もう言うまでもなく、事業主の皆さんの貴重なお金を使った事業であります。私も含めて本当に反省しなければいけない、非常に恥ずかしいという気持ちを持たなければならぬというふうに思っています。

この勧告の中には一定の説明ができるものもありますけれども、やはり説明がなかなかできない、本当にこの勧告がいい指摘もありますので、省内で、全項目について、これを見直すべきところをはきちつと見直してほしいということを指示いたしまして、私も、きょう御指摘の未来館とかパンフレットの件も、まあ、外国人に日本語で読めと言つても、これはどういう感覚でこういうことをされておられるのかということで、非常に私を含めて反省をしなければならぬということで、こういう勧告を受けること自体が非常に不名誉なことだという意識を役所全体で共有していきたいと思ひます。

〇室井委員 ぜひ頑張つてほしいと思ひます。

実は、その中で、お手元の資料二をらんくください。厚生労働省の「平成二十年度の雇用保険二事業による事業の評価について」によりまますと、この女性と仕事総合支援事業はA、施策継続。他方、資料三、総務省の雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果報告書の勧告では、「女性と仕事総合支援事業については、事業の効果的な実施方策を検討すること。また、「女性と仕事の未来館」については、事業費に比して管理費、人件費の割合が過大となっていることから、適正な水準を目指し、速やかに管理費、人件費を縮減するとともに、存廃を含めた在り方について検討すること。」と、まるで正反対。Aです、厚生労働省は。しかし、総務省は、「存廃を含めた在り方について検討すること。」となつています。

実際、この女性と仕事の未来館のセミナーなんですけれども、参加者が四十一名。Aということでは、目標が達成されているということなんですけれども、その目標自体に問題があるのではないかと思います。大臣、どのようにお考えになりますでしょうか。よろしくお伺いいたします。

〇長妻国務大臣 この厚生労働省の評価がAだということでありまますけれども、これについては、そのAの評価の中には、よく言うBバイC、ベネフィット・パー・コスト、コストとの見合いの関

係での成果の評価という視点が抜けているということだと思います。

このA評価とされたのは、平成二十年度の目標ということで、能力発揮セミナーの受講者のうち、受講により職業生活の方針を立てることができた方の割合が八〇%以上だったということで、Aであったということでありませうけれども、これはもう言うまでもなく、どんなにすばらしい事業でも、すぐお金をかけて、そして効果が一定のものが上がるといふものについても、費用対効果をきちっと見きわめていく、さらに、コストを下げたサービスを上げるといふ民間では当たり前の発想を取り入れる、そういう姿勢が求められるべきでありますので、この評価についても、私としては、今後見直す必要があるというふうに考えております。

○室井委員 ぜひ目標設定を高く持つて、有効に雇用保険を使つてほしいものだと思います。

それから、この団体を含む雇用保険二事業による事業は、まだ多くの無駄遣いがあるし、改善する余地もあると思います。かつて、雇用保険三事業というものがありません。雇用福祉事業、例えば中野サンブラザやスパウザ小田原なんですから、無駄遣いと言われるような建物をつくりましたが、今回の総務省の勧告にありますように、雇用保険の不透明な支出は厳に慎み、無駄をなくして透明性を高める努力をさらに行うべきだと思います。また、雇用保険二事業というのは、雇用調整助成金のためとはいえ、今回、四千四百億円、積立金から借り入れるわけですから、徹底的に無駄は省いてほしいものだと思います。

時間がだんだん押し迫りましたので、次の質問に入らせていただきます。

さて、労働保険特別会計の雇用勘定に関する独立行政法人、公益法人を含む団体が十一団体あります。その中に、社団法人ですが、全国労働保険事務組合連合会というものがありませんが、これは厚生労働省が所管する団体ですけれども、細川副大臣、御存じでしょうか。

○細川副大臣 知っております。

御説明いたしますが、雇用保険なりあるいは労働の労働保険というものは、事業主が一人でも従業員を雇つておれば加入をしなければいけない、こういうことでありまして、小さい中小零細の事業主にとっては事務が面倒なところもあるわけです。したがつて、そういうことを代理して行うことができるようにしているのが、その労働保険事務組合というのがございまして、その手続をすることとなつております。その労働保険事務組合が集まつて全国的な組織をつくっているのが、社団法人の全国労働保険事務組合連合会ということでございます。

○室井委員 そうなんです。私は中小企業をしておりませうけれども、こういういいものがあることを知らなかつたんです。実は、年に一回、六月に全納、一年分を支払うんです。私は、自分でしておりますのでよくわかるんです。ただ、雇用主は入れないんです。しかし、この組合に入りますと入れるんです。びっくりしました。労働保険に加入することができない事業主や家族、従業員なども、労働保険、労働保険に特別加入することができるようです。いいですね。知つていれば私は入りました。

それはさておきまして、全国に一万三千八百七十の認可労働保険事務組合というのがあるそうです。雇用保険、労働保険を納付すれば、ここに入つていけば、労働保険事務組合の保険料徴収率が九五%であれば、報奨金として保険料の約二・五%が戻され、毎年約百二十億円の保険料が還付されております。

生活者として申しますね。地方自治体には昔、私たちが固定資産税を払つたり市県民税を全納しますと報奨金がありました。要するに、少し割安になるわけです。そういうふうには、地方自治体はもう報奨金という制度をやめているわけです。しかし、この団体には百二十億円還付されております。このことについて、細川副大臣、お答え願います。

○細川副大臣 この報奨金につきましては、労働保険の事務組合がその事務をしていただく、その労に報いるために、法律に基づいて交付しているものでございます。委員が御指摘されましたように、収納率が九五%以上であるという要件を満たした場合に限って交付をいたしております。この交付金があるということによって労働保険の収納率が高くなつていふふうに考えております。

これは、連合会とは関係なく、保険組合には報奨金を出すということになつておりまして、私どもとしては、これについては収納率を維持するために貢献しているもので、この制度そのものはいいいことだといふふうに思つております。

○室井委員 労働保険や雇用保険に報奨金がなじむかどうか、私は疑問に思つております。と申しますのは、雇用保険に入らなくてもいいの、労働主には入らなくてもいいの、法律的に担保罰則というのがあるわけですから、法律的に担保されているわけですから、この報奨金というのは見直していくべきではないかと私個人としては思つております。

それから、全国労働保険事務組合連合会というのは厚生労働省の天下り団体になつていふと思ひますが、国からの委託収入が、平成二十一年度収支予算書によりまして、十八億二千四百五十二万円、労働保険特別会計から支払われております。また、二十年度の決算書によると、キャッシュフローが九億九百三十万九千六百八十八円にも上つております。廃止される独立行政法人雇用・能力開発機構のキャッシュフローを見ますと、四百十九億九千九百九十九万円もあるんですよ。

労働保険特別会計に係る独立行政法人、公益法人等の団体への補助金、交付金の削減、委託事業の見直しが必要だと思ひますけれども、細川副大臣、御見解をお伺ひいたします。

○細川副大臣 御指摘の独立行政法人とかあるいは公益の関連の予算については、平成二十二年予算編成におきまして、長妻大臣からの強い御

指示もありまして、いわゆる天下り法人に対する支出の見直しや、あるいは優先順位の低い事業の廃止あるいは削減等を図り、大幅な削減を行ったところがございます。

具体的には、独立行政法人関連予算を平成二十一年度予算比で三百二十一億円削減をいたしております。そのほか、公益法人関連予算についても、徹底した見直しを図つて大幅な予算削減を行ったところがございます。しかし、まだまだこれから徹底して見直しをしてまいりたいといふふうに考えております。

○室井委員 財源は雇用保険なんです。見直しをよろしく願ひいたしました。時間の都合がありますので、次にいらしていただきます。

昨年の事業仕分けでも問題になりました独立行政法人雇用・能力開発機構ですが、廃止後、職業能力開発業務は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管し、その他の事業は独立行政法人勤労者退職金共済機構等に移管するとされ、二〇一〇年、平成二十二年年度末までに必要な法制上の措置を講ずるものと、平成二十二年十二月二十四日、閣議決定されております。

廃止され、移管されるのはいいんです。しかし、私は古い人間だからかもしれませうが、日本は資源のない国だ、人づくりが日本の一番大事なことだと言われて育つた人間ですから申しますが、この人材戦略、これからこの人材戦略が、特に職業訓練の面に対しては、技術的な指導もさることながら、訓練生の長期的なキャリア形成、ここが必要だと思つております。

外国のことを申したらいいかも知れませんが、二〇〇七年、オーストラリアは政権交代をいたしました。そのときに、知識経済に参加していくために、高度な技術、技能、能力を有する労働力確保の観点で、大学と職業教育訓練との境界をなくし、教育資金給付による人材育成の改革を進めてきました。

これは文科省のことだからとおっしゃるかも知れませんが、縦割りでなく、本当に人材を育成

するんだという観点から私は質問させていただき
ますけれども、かつて吉田松陰の門下生の山尾庸
三、皆さん御存じだと思いますが、明治政府の工
部省の設立に尽力しまして、工業教育の専門学校
設立を建議しました。当時、工業が微々たる中で
の工業学校創設への反対はたくさんありましたけ
れども、山尾庸三は、たとえ当時なすの工業なく
も人をつくれればその人工業を見出すべしと訴えて
学校をつくりました。そして、日本銀行、東京駅
を設計した辰野金吾、迎賓館を設計した片山東
熊、消化剤やアドレナリンを発見した高峰譲吉、
そうそうたる人材を発掘いたしました。

長妻大臣、我が国の人材戦略について、どうぞ
お聞かせください。

○長妻国務大臣 今おっしゃられたように、職業
訓練というのは鳩山内閣において非常に重要な位
置づけであるということで、今厚生労働省の中
で、職業訓練どうあるべきという哲学も含めた考
え方を確立するために、文部科学省も呼んでその
検討会というのをスタートさせていたございま
した。

今いろいろお話をいただきましたけれども、今
の、本当に職業訓練が求められているこういう失
業時代においては、企業において、景気が悪いか
ら人を採用するのは控えようと思っている企業
が、目の前にすばらしい人材がいるのを見て、採
用を控えるように思っていたけれども採用して人件
費を払うけれども、それにあり余る付加価値を企
業にもたらして、企業をよみがえらせる原動力に
なる、こういう人材が多く輩出するということが
重要だと思えます。

今、独立行政法人の合併の話がありましたけれ
ども、リストラの話がありました。我々は、機
能を絞るものの、やはり国の役割として、全国の
職業訓練のレベルを上げる、そして最先端の職業
訓練のノウハウを身につけた指導員が全国で活躍
できる、こういうことを絞った職業訓練という
のを、国の役割を果たしていきたいと考えてお
ります。

○室井委員 長妻大臣のお考えに、本当にありが
たき思っております。

廃止後、この大学校、短大、職業能力開発促進
センター、地域職業訓練センターで実施される職
業能力開発業務に関しては民間に大分委託される
と思いますけれども、このとき質の保証をどのよ
うに担保されるのか、お伺いしたいと思います。
長妻大臣、質の担保のことで、よろしく願ひい
たします。

○長妻国務大臣 まず、当面の仕分けという考
え方としては、介護分野とかITなどの訓練はで
きるだけ民間に委託して実施しよう、物づくりの
分野などの訓練は当面は国が実施する。なぜなら
ば、物づくりの職業訓練というのは、非常に高い
機器が、工作機器などを購入しなければならな
いということもありますが、民間に委託している訓
練についても、国が定めた基準というのをにつく
て、それに従って訓練を実施していただくとい
うことで、質の担保。そして、先ほど申し上げま
したけれども、その指導員等についても国が一定
の役割、指導員の育成に一定の役割を国が果たす
ということ、その質を担保していきたいと思ひ
ます。

○室井委員 ぜひよろしくお願ひいたします。
私も子供が三人おりますので、これからこの日
本の国においてどう生きていくのか、しっかりと見
詰めながら子供を教育していきたいと思っております。

鳩山総理も、高等教育の段階的な無償化条項に
ついて、その留保撤回を具体的な目標とし、教
育の格差をなくするための検討を進めると施政方
針演説で述べられました。アメリカの高等教育機
関であるコミュニティカレッジが職業訓練を通
して社会のセーフティネットとなっておりますよ
うに、我が国においても、短期大学や専門士の称
号を付与している専門学校を、恒常的な職業訓練
を目的とするコミュニティカレッジへの転換が
必要だと私は思っております。政権交代をした
今、省庁の枠を超えての人材育成、教育を通して

のセーフティネットの構築をお願いしたいと思
います。

最後になりますが、私は、この雇用・能力開発
機構の廃止・解体による民業活性化案、行革断行
評議会が出しました、この中にあります言葉、
「雇用保険はその正当な持主である失業者へと全
額返還されるべきであり、機構にこれ以上の中間
搾取を許すべきではない。」という言葉を残しまし
て、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○藤村委員長 次に、樋口俊一君。

○樋口委員 民主党の樋口俊一でございます。

六年前に参議院議員を拝命しまして、六年ぶり
に国会で質問をさせていただきます。参議院議員
のときは、片道方式ということで、ある程度質問
時間が担保されておりましたけれども、衆議院
は、頭のいい人が多いせいか往復方式ということ
でございまして、早速質問をさせていただきます
と思います。

今、日本は大変な不況、デフレ不況に入ってい
る、こういうふうにも言っても過言ではないと思ひ
ます。私は、このグローバル経済の中で、日本の
物価や賃金がまさに世界のスタンダードレベルに
今修正されようとしているのではないかな、こう
いうふうにも思っております。

失業対策として、今回、雇用保険法の法案が政
府の方から出されました。失業保険給付ですとか
あるいは雇用調整助成金ですとか、そういったも
のが果たす役割というのは大変重要な、あるいは
大きな役割を持っていると思ひます。

しかし、失業者を出さない、こういう根本的な
政策も一方では必要だというふうにも思っている
一人でもございます。政府としても、そういう意
味では、経済対策であるとか、あるいは日本の経
済を牽引していくような産業を育成していく成長
戦略とか、こういったものがやはり一方で重要で
はないかというふうにも思うものでございます。

昨年末、鳩山政権が成長戦略を訴えられまし
た。環境、観光、健康、この三つの柱でございま

すけれども、その一つとしての健康産業、いわゆ
る厚生労働行政における健康産業、これをどのよ
うにとらえているか、厚生労働省としてのお考え
をまずお聞かせいただければと思います。

○足立大臣政務官 まず、内閣としての成長戦略
の中、これは健康、医療、介護、それからアジア
戦略、科学技術、そういった多くの部門が厚生労
働に関係する部門です。

ということをお前提にお答え申し上げますと、ま
ず、考え方。今までは、とかく、これは大臣の答
弁でもありますように、コストと見られていた部
分を、成長のコアの部分、核の部分と位置づけ
る、これは未来への投資なんだということで今と
らえているところで。

具体的には、厚生労働省としては、昨年の秋に
医療・介護・保育・未来への投資プロジェクト
チームというものを立ち上げてまして、これは七つ
の部門に分かれて検討しております。ちよつと具
体的に申しますと、一番目に地域医療、介護の基
盤整備、二番目に次世代育成事業、育成対策で
す、それから三番目に創業、医療機器のイノベ
ーション、四番目に介護機器、五番目に水戦略、水
技術ですね、六番目に観光医療、医療と健康を結
びつけた観光、そして七番目に雇用人材戦略とい
うような形で検討を続けておりまして、近々まと
めに入る予定でございます。

○樋口委員 今、足立政務官から観光医療という
話をちよつといたしました。医療といいますと、ど
うも福祉という切り口からとらえられがちであり
ますけれども、このいわゆるメディカルツーリズ
ムという考え方について、ちよつと触れたいとい
うふうに思ひます。

今日、東南アジア、特にタイとかシンガポール
においては、このメディカルツーリズムというも
のを国策としてとらえています。高度な医療を提
供することによって諸外国から患者さんを集めて
外貨を稼ぐということで、その結果、雇用も維持
される、また自国の医療サービスについても恩恵
をこうむる、今、こういうふうな好循環を来して

おります。

例えばタイでは、二〇〇七年に一千四百五十万人の外国人が訪れました。そのうち、百四十万人以上の方がタイで医療サービスを受けておられるというふう聞いております。

こうした、医療を産業としてとらえたということでもって、かつて通貨不安に基づく経済危機がございましたけれども、そこから立ち直り、また雇用も拡大して、そして医療サービスも大幅に改善されたというふうに報告を聞いております。そして、二〇〇一年には一律の定額制度の医療制度が導入され、二〇〇六年以降は基本的に医療サービスも無料化されているというのがタイの実情でございます。

一方、先進医療国家でありますアメリカですけれども、我々は学校で、五大湖周辺は重工業地帯だというふうに学んだのでありますけれども、一九七〇年代から、日本の鉄鋼あるいは自動車産業がアメリカの工業の衰退化に結びついていったということで、オハイオ州のクリーブランドでは、都市再開発で、クリーブランド・クリニク、こういう医療施設を中心とした新たな地域の産業に取り組んでおられます。このクリーブランド・クリニクでは、二万七千人の雇用があり、また年間三百三十万人の患者さんが国内外から訪れているということでありまして、また、ミネソタ州のメイヨー・クリニクというところも、年間百六十万人の患者を受け入れて、一万六千人の雇用を実現しているところであります。

また、日本は、医療技術は世界的にも高度で、特に心臓カテーテル手術なんかは、アメリカですと約八百万ぐらい医療費がかかるんですが、日本は二百万以下でできる。あるいは、重粒子線というがん治療、これも我が国唯一の治療技術である。そういう大変すばらしい医療技術を日本は持っているわけでありまして、こういった得意分野も生かして、日本でも医療産業都市構想をつくり出して、雇用を生み出し、また外貨を稼いで、医療政策としてこれを推進していただくとい

う意味で、具体的にこういった制度設計を今後どのような形で展開していただくか、足立政務官の御答弁があればお伺いできればと思います。

○足立大臣政務官 今のお話は、外需をどう獲得していくかというお話だと思えます。

私は、日本を訪れる方々がふえる要素として、やはり三つ大きなものがあると思っております。一つは、まずアクセスがいいこと、それから、セキュリティーが確保されているということ、そして、何よりもブランド力があるということだと思えます。

このブランド力ということに関しては、やはり、二〇〇一年、WHOが日本の医療システムは世界一であると。この評価は続いているわけですから、今こそ、それが崩壊する前にこのブランド力を生かすことが必要である、そのように私はとらえております。

そんな中で、問題点として考えられるのは、今の不足した状態で、海外から人が訪れて一体対応できるのかという問題、それから言葉の問題、そしてまた、海外で利用できる、その国で利用されている保険が日本で使われるようなシステムがつくれるかどうかといったような問題点があるんだと私はとらえております。

それを一つ一つ解決していくためにはどうしたらいいか。これは、休日の利用や、あるいは言葉に関しては大学等ほかの教育機関との連携、それから保険の問題は、これは他省庁にまたがる話で、海外との交渉も含めて、そういうことをクリアしていく必要が、これは何といたっても、委員御指摘のように、雇用誘発効果もそれから経済波及効果も非常に高い分野でございます。外需を拡大していくためには、今私が申し上げたようなさまざまな点をクリアしていく、それを今検討しているところでございます。

○樋口委員 足立政務官のおっしゃるとおり、いろいろな問題がこれは山積しているとは思いますが、ただ、方向性として、ぜひこういう考え方を

厚生労働省の中でも位置づけていただいて、また、人材の問題あるいは保険制度の問題、さまざまな問題を私もこれから一緒に議論しながら解決させていただければありがたいなというふうにも思っております。

実は私、薬屋さんを経営しておりますのでありますけれども、東京都心のお店には、海外、特に中国や台湾、香港、韓国の観光客の方が大衆薬を大量にお買い求めいただいております。持って帰られる、こういう現象が起きております。

日本のOTC薬というのは大変優秀な製品が多いわけでございます。こういうOTC薬を、ぜひ、今、鳩山政権としては東アジア共同体構想というのもございますので、こういう国々に対してこういう優秀なOTC医薬品を提供できるような整備といえますか体制を厚生労働省としてもとっていただきたいな、こういうふうに思っておりますのであります。

○足立大臣政務官 今、特に樋口さんのものとのお仕事であつた部門を絡めてOTC薬のことを中心に述べられましたけれども、これは医薬品産業全体という形でとらえた場合に、委員御指摘のように、日本としては非常に評価が高かった部門でございます。しかしながら、世界に占める医薬品のシェアを見ますと、一九九八年は一六％であつたのが今は一〇％まで、それだけ落ち込んでいますという事実もまたあるわけでございます。

そしてまた、東南アジアから訪れた方々がOTC薬を多くお買いになるということがありました。おられます統合医療の検討の推進ということの中で、これはさまざまな分野、サプリメントを含めていろいろなものがあるわけですね。これが、この分野についてはいかにエビデンスをしつかりつくり上げることとございまして、何といたしても、医薬品産業全体としてはどう考えるか。これはもう、内閣の新成長戦略の中でも、日本発の革新的な医薬品の研究開発を推進するとい

うふうに位置づけておりまして、研究資金の集中投入、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価ということを項目として挙げながら検討しているところでございます。

○樋口委員 どうしても、お薬というのは生命にかかわるということで、安全性というものを重視していかなくやらないということで、いろいろな制約があります。各諸外国においても、輸入の問題についてもいろいろなレギュレーションがあるやに聞いておるわけでございますけれども、そういう中で、お互いが協力していける部分で日本がなす役割というものも多々あると思ひますので、ぜひこの辺についても御検討をよろしくお願い申し上げます。

さて、雇用保険二事業の、特に雇用調整助成金について何点が御質問をさせていただきます。

土日祭日千円の高速道路によつて、フェリー業者ですとかあるいは高速バスの各業界団体が大変厳しい環境下に置かれている。あるいは、身近な話で恐縮でございますけれども、私どものドラッグストア業界も、昨年の六月、業法が改正されまして、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、あるいは家電量販店さんでもOTC薬が置かれるようになったということで、国の制度によつて大きく影響を受ける事業主あるいは業種というものが多々あるわけでございます。そういった中で、それまでずっと企業で培ってきた能力というものややはり生かしていくためにも、失業に対して、雇用調整助成金の役割というものが大変重要になってくるのではないかとこのように思っております。

ただ、雇用調整助成金については、来年度、二事業の積立金が枯渇する状態になっているというふう聞いております。今回の改正によつて、財源確保を図るために、失業等給付の積立金から借り入れるような制度が設けられるようになりまして、けれども、これは緊急的な措置としてやむを得ないというふうに考えられるわけでありまして、

政府として、今回の不況期におけるこういった雇用調整助成金の果たしている役割、これについてどういふふうにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○細川副大臣 雇調金につきましては、御承知のように、不況などで経営を縮小しなければいけないというときに、従業員を解雇せざるを得ないようなそういうときには、雇用を守るために休業にしたり、あるいは教育訓練をするというときに、それにかかった費用に助成をする、これが雇調金なわけでございます。

それで、今回のリーマン・ショック以来のこの大不況におきまして、そういう事業縮小せざるを得ないような状況に置かれた人たちが雇調金を利用する、こういうことで、できるだけ雇調金を利用しやすいように、この制度の拡張などをずっとやってきたところでございます。

特に、昨年の十二月八日、緊急経済対策のもとで要件の緩和なども行いまして、そこで、本来ならば適用されなかったような方でも、約八十万の方々が引き続き助成金の対象者となる見込みだということで、全体では二百万人を超える人たちが雇調金の対象となったところでございます。

ことし一月でも、対象事業所が八万三千事業所、そして対象者が百七十三万人ということで、そういう意味では、雇用の維持ということについては、この雇調金制度は大きく役立っているものと思います。さらにこれについてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○樋口委員 さて、その雇用調整助成金ですけれども、平成二十一年度予算では六千六百七十億円、二十二年予算では七千四百五十一億円、過去の最高でも七百億円程度であったものが十倍近く上がっているわけであります。

そういうことで、なぜこのような過去の実績と大きな違いをもたらしたのか、政府としてどのように分析されているのか、お聞かせください。

さらに、今回の景気が回復した後、景気循環

等の要因で雇用情勢が悪化し、失業率が5%を上回るということも否定できないと考えております。その場合、助成金の支出額は従来のように数百億円程度なのか、あるいは、今回ほどではないにしても数千億円程度の支出の規模になる可能性があるとお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○細川副大臣 今回、この大変なお金を使って雇調金の制度を利用していたところでありましてけれども、これは、リーマン・ショック以来の大変な不況の中で、雇調金を使いやすいような形で、その制度の拡張とか要件の緩和とかそういうことを適宜行ってきたということで、そういう意味では、使い勝手のいいような形の雇調金にしたというところで、この不況と相まってたくさんの方々が利用されたということで、五千七百億円というような大変大きな数字になっております。

これは、不況の中で、使い勝手のいいような形での雇調金を、制度拡張あるいは要件緩和などをしていましてこういうふうになりましたけれども、では、将来どうするかということになりますと、それはその時々の方々の状況とかいうこともあろうかと思えますけれども、少なくとも今の景気の状態では、今のような雇調金の使い方、お金の使い方が続いていくものだというふうに思っております。

しかし、これを恒久的な制度ですとやるかどうかというようなことについては、これはまた、そのときそのときいろいろ形で考えていかなければいけないところではないかというふうに考えております。

○樋口委員 雇調金にしろ失業保険にしろ、セーフティーネットというのをしっかりと国が定めていた、だということ、冒頭に申し上げましたように、失業者を出さないための成長戦略、これも両輪としてお考えいただくようお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○藤村委員長 次回は、来る十九日金曜日委員会

を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五分散会

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

第六条中「各号」を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

第六条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

四 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの五 学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)第一条、第二百二十四条又は第百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

第十條の四第三項中「第二十六條」を「第二十九條」に改める。

七条に改める。

第十四条第二項中「各号」を削り、同項第二号中「日」の下に「(第二十二條第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日)」を加える。

第二十二條に次の一項を加える。

5 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(第一号に規定する事実を知つていた者を除く。)(一)に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七條の規定による届出がされていなかったこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九條の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第三十八條第一項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「季節的に雇用されるものうち次の各号のいずれにも該当しない者」に改め、同項各号を次のように改める。

一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者二 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

第四十二條中「雇用された者」の下に「及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者」を加える。

第四十三條第一項中「及び第六條第一號の三

の認可を受けたもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

第四十三条第二項中「場合」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合」を加え、同条第三項中「雇用された日雇労働被保険者」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十日以上雇用された日雇労働被保険者」を加え、同条第四項中「第二号」を「第四号」に改める。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)」を付し、同条第三項中「において」の下に「第一項中」を加える。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、第三章第四節中第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された後に離職した場合(前条第一項本文に規定する場合を除く。)には、その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により第十四条の規定による被保険者期間を計算することによつて同条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合においては、日雇労働被保険者であつた期間のうち、同条第一項に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除

して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

3 第一項の規定は、第二十二条第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第二十二条第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替えるものとする。

第六十条第五項中「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の三第四項」に改める。
第六十一条の二第四項中「第五十六条の二第一項第一号」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

第七十二条第一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改め、「第六条第一号の二の時間数又は」を削り、「の基準」の下に「又は第三十八条第一項第二号の時間数」を加える。

第七十九条の二中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。
附則第九条中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の、部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

五 特例納付保険料

第十二条第六項中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第七項中「第三十条及び第三十一条」を「第三十一条及び第三十二条」に改める。

第十五条の二中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十六条及び第二十七条」を「第二十七条及び第二十八条」に改める。

第二十二条第三項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第三十条、第三十一条」を「第三十一条、第三十二条」に、「つど」を「都度」に改める。

第三十二条を削り、第三章中第三十一条を第三十二条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(特例納付保険料の納付等)

第二十六条 雇用保険法第二十二條第五項に規定する者(以下この項において「特例対象者」という。)を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかった場合には、当該事業主(当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。)は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料(同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。)の額(雇用保険率に応ずる部分の額に限る。)のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これに対象事業主に通知するものとする。

5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行った場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

第三十五条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

(雇用保険率に関する暫定措置)

第十一条 平成二十二年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同条第八項の規定は、適用しない。

附則第十二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第二項中「印紙保険料の額」の下に「徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料の額」を加える。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

(雇用助定の積立金の特例等)

第二十条の三 平成二十二年度及び平成二十三年度において、第二百三条第三項の規定による雇用助定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費(雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同助定の歳入に繰り入れることができる。

2 平成二十二年度及び平成二十三年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十條の三第三項の規定による組入金とする。」

4 前項の規定による組入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「加減した額」とあるのは「加減した額並びに当該会計年度までの特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額の合計額」と、同条第八項中「繰り入れられた額」とあるのは「繰り入れられた額及び特別会計に関する法律附則第二十條の三第三項の規定に

よる組入金の額」と、「加減した額」とあるのは「加減した額から当該会計年度までの同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十條の四第三項及び第十四條第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二條の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一條の改正規定を除く。）並びに附則第四條の規定、附則第五條の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一條第二項ただし書の改正規定を除く。）、附則第六條及び第九條から第十二條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用除外に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（附則第四條において「新法」という。）第六條第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者であつて、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに對する特例一時金の支給については、なお従前の例による。（被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置）

第四条 新法第十四條第二項第二号及び第二十二條第五項の規定は、離職の日が附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二條の三第三項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。

第三十一條第一項第二号中「第二十六條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二條の二第四項」を「第二十二條の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第二十七條」を「第二十八條」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第七條 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の、部を次のように改正する。

第十條第六項及び第七項中「第三十八條第一項各号のいずれか」を「第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六條の二」を「第五十六條の三」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 施行日前に国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職

員であつて、施行日以後引き続き職員であるものに對する前条の規定による改正後の同法第十條第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の表附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

（貸金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第十條 貸金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第十一條 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の、部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の表附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条第三項中「第二十六條第三項」を「第二十七條第三項」に改める。

第六十六條第四項中「第二十六條」を「第二十七條」に、「第二十八條、第二十九條」を「第二十九條、第三十條」に改める。

（社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

の一部改正)

第十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。